

<例示 A> 令和5年中は被扶養者であり、令和6年中は合計所得金額48万円超かつ定額減税対象外（令和6年度住民税所得割額0円&令和6年分所得税額0円）

【当初調整給付】



夫（扶養者）  
・令和6年所得税額（推計）：50,000円…①  
・令和6年度住民税所得割額：20,000円…②  
【定額減税可能額】  
所得税：60,000円…① 住民税：20,000円…②  
【当初調整給付額】  
 $(① + ②) - ((① + ②) = 10,000円…給付額$



妻（被扶養者）  
・令和6年所得税額（推計）：0円  
・令和6年度住民税所得割額：0円  
【定額減税可能額】  
所得税：0円，住民税：0円

【不足額給付】



夫（扶養なし）  
・令和6年所得税額（実績）：30,000円…①  
・令和6年度住民税所得割額：20,000円…②  
【定額減税可能額】  
所得税：30,000円…① 住民税：20,000円…②  
【不足額給付額】  
 $(① + ②) - ((① + ②) = 0円…控除不足額$   
控除不足額 - 当初調整給付額 = 0円…給付額

妻が令和6年分合計所得金額48万円超であるため、扶養にできず、所得税の定額減税可能額は30,000円に変更



妻（合計所得金額48万円超のため扶養対象外）  
・令和6年所得税額（実績）：0円  
・令和6年度住民税所得割額：0円  
【定額減税可能額】  
所得税：0円，住民税：0円

合計所得金額48万円超のため、夫の扶養対象外となったが、妻自身は令和6年度住民税所得割額および令和6年所得税額（実績）が0円であるため、定額減税を適用することができず、不足額給付Iの対象とならない

当初調整給付時は、夫に対して妻の分を含めた定額減税可能額から算出された10,000円が支給された。しかし、不足額給付時には、夫の扶養から妻が外れたため、夫の定額減税可能額（所得税）が60,000円から30,000円に変更となった。そのため、妻の分である定額減税（所得税）30,000円については、当初調整給付における10,000円しか恩恵を受けていない。よって、30,000円から当初調整給付時に支給済の10,000円を差し引き、不足となった**20,000円**を妻に支給する。